横浜市日限山地域ケアプラザ 指定管理者公募に関する質問と回答

横浜市日限山地域ケアプラザの指定管理者公募要項等に関してお寄せいただいた質問に対し、次のとおり回答します。

<質問1>

資料名等	【資料名】: 「横浜市日限山地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】: 表紙
質問	原本及び黒塗りにする写しの提出形式について教えてください。
回答	原本はクリップ留め、黒塗りにする写しはファイルで綴って提出してください。 【参考】 提出していただく書類は次のとおりです。 ・クリップ留めにした原本1部 ・クリップ留めにした写し1部 ・ファイルに綴った写し7部 ・ファイルに綴り、法人名を黒塗りにした写し8部 ・別途、法人名や施設名を消した「シ 指定申請書を提出する日の属する事業 年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業 報告書」を各1部

<質問2>

資料名等	【資料名】: 「横浜市日限山地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】: 表紙
質問	黒塗りにする写しについて、黒塗りにする箇所を教えてください。
回答	表紙注意書きにあるとおり、法人名のみ黒塗りにしてください。 但し、シについては法人名及び施設名を黒塗りにしてください。

<質問 3 >

資料名等	【資料名】:「横浜市日限山地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】:表紙・「キー2 県警照会用エクセルファイル」
質問	「データによる提出」とありますが、提出媒体を教えてください。
回答	CD-Rで提出してください。

<質問4>

資料名等	【資料名】:「横浜市日限山地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】: 様式賃-1「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書」 様式3「指定管理料 提案書及び収支予算書」賃金水準スライド対象人件費・ 賃金水準スライド対象外人件費
質問	賃金水準スライドの対象となる人件費、対象外の人件費とは具体的に何を指すの か教えてください。
回答	対象となる人件費は、労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとします。 【労働基準法(抜粋)第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。】 (『指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き』 P 2 より抜粋) なお、各法人によって手当等の取扱いが異なり、一律の基準により厳格に規定することは難しいため、各法人の実情に応じて対象・対象外を区分してください。